



平成 23 年 9 月 8 日

会 社 名 株式会社光ハイツ・ヴェラス  
代表者名 代表取締役社長 森 千恵香  
(コード番号 2137 札証アンビシャス)  
問合せ先 企画広報部長 神谷 康弘  
電話番号 011-520-8668

## 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社に対し株式会社アーバン（以下原告）より提起されていた訴訟について、以下のとおり平成 23 年 8 月 30 日付けで和解が成立し、本日、東京地方裁判所より和解調書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟提起から和解に至るまでの経緯

当社は、原告から平成 22 年 5 月 10 日付けで、当社の前代表取締役、前取締役、および当社を被告として、当社前代表取締役に対する金銭消費貸借契約に基づく貸付金の返還を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴されました。当社は、当社の連帯保証の有無を巡り係争してまいりましたが、訴訟を今後も係属した場合の時間及び費用並びに訴訟の状況等を総合的に考慮し、この度原告と和解の合意をするに到りました。

#### 2. 和解の相手方

- ①商号 株式会社アーバン
- ②本店所在地 東京都中央区日本橋 1 丁目 2 番 10 号
- ③代表者 代表取締役 小島和彦

#### 3. 和解の内容

- (1) 当社は、平成 21 年 3 月 31 日付けの金銭消費貸借契約の連帯保証人として借入金および平成 22 年 3 月 31 日までの利息金並びに借入金に対する平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの遅延損害金合計 4,378 万 3,210 円の支払い義務があることを認める。
- (2) 当社前代表取締役が本件金銭消費貸借の前提として原告と締結した、原告を請負人、当社を発注者とする平成 21 年 2 月 27 日締結の工事請負契約を合意解除し、当社は契約解除損害金として 1,600 万円の支払い義務があることを認める。
- (3) 当社は原告に対して、原告指定の当社所有有価証券を (1) (2) によって当社が原告に支払うべき 5,978 万 3,210 円の支払いに代え、譲渡する。

#### 4. 今後の見通し

当社は、主債務者である当社前代表取締役に対し、3. (1) の 4,378 万 3,210 円について当社に償還を求め、3. (2) の 1,600 万円についてのみ特別損失を計上する予定であります。従いまして、現時点では今回の和解による平成 24 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であると考えております。

以上